

安全で安心はみんなの願い

総務課 内線 215 2階 10番窓口

扶桑町の学区別犯罪発生状況（令和3年1月～令和3年9月）

(件数)

	年	刑法犯	街頭犯罪									
				侵入盗	ひったくり	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	部品ねらい	車上ねらい	自動販売機	恐喝・強盗
柏森	本年	51	22	12	0	0	2	7	1	0	0	0
	令和2年	38	14	3	1	1	1	2	0	6	0	0
高雄	本年	29	13	6	0	0	1	5	0	1	0	0
	令和2年	29	9	2	0	0	0	7	0	0	0	0
山名	本年	23	6	2	0	0	0	3	0	0	1	0
	令和2年	23	11	4	0	0	2	2	0	3	0	0
扶桑東	本年	18	8	3	0	0	1	2	1	0	1	0
	令和2年	17	11	2	0	0	0	5	2	1	1	0
合計	本年	121	49	23	0	0	4	17	2	1	2	0
	令和2年	107	45	11	1	1	3	16	2	10	1	0

犯罪発生件数は、前年同時期（1月～9月）を比較してみますと刑法犯件数121件（昨年107件）でした。街頭犯罪については、件数49件（昨年45件）と増加しています。特に侵入盗は23件（昨年11件）と増加しており、注意が必要です。侵入盗の対策としては、玄関にガードプレートや複数の施錠設備を取り付ける等の防犯対策を行い被害を防ぎましょう。

また、自転車盗についても、17件（昨年16件）と増加しています。少しの時間でも必ず施錠し、ツーロックを心がけましょう。

建物の新築又は取り壊しをされた方へ

税務課 内線264
1階 8番窓口

固定資産税・都市計画税は、毎年1月1日現在の利用状況で課税されます。住宅を新築された場合、敷地として利用している土地については、申請により固定資産税・都市計画税を軽減する特例措置を受けることができます。まだ申請をされていない方は、1月31日までに申請の手続きをお願いします。なお、家屋調査をさせて頂いた方につきましては、その際に申請書をお渡ししています。

住宅、車庫、倉庫等の建物の全部又は一部を取り壊された場合、家屋取り壊しの届出をされないと引き続き固定資産税が課税されてしまいますので、速やかに税務課へご連絡をお願いします。なお、建物滅失登記をされた方は、連絡の必要はありません。



年末年始の可燃性ごみ収集の休業について

産業環境課 内線278
1階 6番窓口

可燃性ごみ収集の休業日 12月31日（金）～令和4年1月3日（月）

曜日 コース	12 / 27 月	28 火	29 水	30 木	31 金	1 / 1 祝	2 日	3 月	4 火	5 水	6 木
月・木	◎			◎				×			◎
火・金		◎			×				◎		
水・土			◎			×				◎	

※ ◎ は、休業日です。収集日以外の日には、絶対に出さないでください。

年末年始のし尿収集の休業について

産業環境課 内線278
1階 6番窓口

し尿収集の休業日
12月29日（水）
令和4年1月4日（火）

12月の定期収集を早め、1月に収集を行う一部の地区（毎月5日までの地区）を年内に繰り上げて、収集を行います。なお、年末の臨時収集の申込みは12月10日（金）までお願いいたします。

ごみ収集車の火災事故防止について

産業環境課 内線278
1階 6番窓口

令和元年、扶桑町において、可燃性ごみ収集作業中に収集車内のごみから煙が出る事故が発生しました。電池やバッテリーパック、スプレー缶、カセットボンベ、ライターは、可燃性ごみには絶対に出さないでください。これらが可燃性ごみに混入すると、ごみ収集車やごみ処理施設での火災の原因や、作業員の人命に関わる事故になる可能性があります。ごみを正しく分別して出すことが、火災事故を未然に防ぎます。みなさんのご協力をお願いします。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

住民課 内線 248 1階 1番窓口

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和3年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構から送付されていますので、年末調整・確定申告の際には必ずこの証明書（又は領収証書）を添付してください。

また、令和3年10月1日から12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている電話番号に問い合わせてください。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」のお問い合わせ先

<ねんきん加入者ダイヤル>

☎0570-003-004（ナビダイヤル）

050から始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525

<受付時間>

月～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時～午後4時

祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルに一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

※☎03-6630-2525の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

※☎0570の最初の0を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。